北区男女共同参画行動計画
第４次アゼリアプラン中間の見直し

１　計画中間見直しの趣旨

区では、男女共同参画の推進を図るため北区男女共同参画行動計画を策定し、計画に基づき事業を推進してきているところである。現行の第４次アゼリアプランは、平成２２年度（２０１０年度）から平成２６年度（２０１４年度）までの５年間の行動計画で、年度ごとに事業実績等を事業実績報告書として公表してきた。

今回、計画期間の中間に当たる平成２４年度（２０１２年度）は、当初の「計画の見直し」の考え方に基づき、実施状況、社会の状況の変化に的確に対応するため、必要な見直しを行うものである。

２　計画中間見直しの背景

（１）社会の状況

平成２２年に行動計画が策定されて以降も社会・経済情勢は、依然厳しい状態が続いている。景気の長期低迷の中、非正規雇用の増加や格差の拡大、そして、進み続ける少子高齢化の問題等、また、「いじめ」や女性への暴力、児童をはじめとする「虐待」など様々な課題が社会を取り巻いている。

一方、昨年、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画における男女共同参画の視点の重要性が明らかになった。

このような状況の下、男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進等が行われているが、一定の成果はあるものの、必ずしも満足できるものとは言えない。

今後、男女共同参画社会の実現に向け、社会情勢を十分に把握し、柔軟かつ効果的な施策を実施するなどの取り組みの強化が必要である。

（２）国の動き

国は、平成２２年に第３次男女共同参画基本計画を策定した。この計画の基本的な考え方としては、男女共同参画社会基本法施行後１０年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするために、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定すること、並びに固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すこと等を挙げている。

また、「女性の活躍による社会の活性化」や「様々な困難な状況におかれている人々への対応」などの視点を強調するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画についてのポジティブ・アクションの推進などを喫緊の課題として取り上げている。

また、東日本大震災の教訓を受け、推進施策の中の「防災における男女共同参画の推進」として、防災会議等、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を踏まえた取り組みを推進している。

（３）都の動き

東京都は、平成２４年３月に「働く場における男女平等参画の促進」、「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」、「特別な配慮を必要とする男女への支援」、「配偶者からの暴力の防止」を重点課題として「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定した。その中に、配偶者暴力対策を推進する「東京都配偶者暴力対策基本計画」を包含し、「暴力の未然

防止と早期発見のための施策の充実」や「区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実」などの、三つの中心的視点の取り組みを示した。

３　見直しの方針

中間の見直しであることから、第４次北区男女共同参画行動計画アゼリアプラン（以下「計画」という。）の柱となる目標及び課題の見直しは行わず、取り組み等について見直しを行うこととする。

具体的には、計画の目標の達成状況等をこれまでの事業実績及び審議会の進捗評価等を基に検証した上で、新規事業については、計画の残存期間である２年間で実行が見込めるものを精査して取り込み、計画策定以降に開始した事業については、事業目標の達成に向けて必要なものを追加することとする。

なお、取り組みに時間や多くの資源等が要すると考えられるものについては、次期計画の策定時に検討することとする。

４　中間の見直しの内容

中間の見直しにより、変更を行う事項は別紙「第４次アゼリアプラン施策の方向等変更内容対照表」のとおりである。

また、目標別に事業単位の変更点を示すと次のとおりである。

（１）目標１「人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会」

①課題１「あらゆる暴力・暴言の根絶」

（見直１）取り組み「被害者・加害者を生まない意識づくり」に事業番号 3「デートＤＶ予防講座・講演会」を追加する。

高校生・大学生など若年層をはじめとして、広くデートＤＶについて講座・講演会による啓発を行う。

（見直２）（施策の方向）「児童虐待・高齢者虐待の防止」を「児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の防止」に変更する。

平成２４年度１０月に障害者虐待防止センターが設置されたことから変更する。

（見直３）取り組み「早期発見と関係機関の連携強化」に事業番号 15「障害者虐待防止対策の推進」を追加する。

（見直４）取り組み「虐待を生まない環境づくり」の事業番号 19「職員に対する研修（児童虐待・高齢者虐待）」を「職員に対する研修（児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待防止）」に変更する。

（見直５）取り組み「メディアの持つ特性の理解促進」に事業番号 25「ネット・ケータイ安全講座」を追加する。

家庭でのネットやケータイの利用に関する家庭でのルール作りを学ぶネット・ケータイ安全講座を実施していく。

②課題２「生涯を通じた心と体の健康支援」

（見直６）取り組み「健康増進のための支援」に事業番号 39「子宮頸がん予防接種」を追加する。

平成２５年度から実施するため追加する。

（見直７）取り組み「性差を考慮した情報提供」の事業番号 41「情報誌・講座による情報提供（女性特有の疾病の予防・早期発見）」を「情報誌・講座による情報提供（女性のからだ・女性特有の疾病の予防・早期発見）」に変更する。

（2）目標２「仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会」

①課題２「子育てや介護を安心して行うための環境整備」

（見直８）取り組み「子育て家庭への支援」に事業番号 64「イクじい・イクばあ講座」を追加する。

平成２４年度より実施。新たに孫育て・地域ぐるみの子育てを支援する。

（見直９）取り組み「地域で支えるしくみづくり」の事業番号 83「包括支援センター運営」を「高齢者あんしんセンターの機能充実」に変更する。

高齢者にとって安心して相談しやすいイメージが連想できる「高齢者あんしんセンター」に愛称が決まったため。

（見直 10）取り組み「職場復帰のための支援」を「介護のための離職防止・職場復帰のための支援」に変更し、同じく事業番号 86「介護者が職場復帰するための支援・情報提供」を「介護者の離職防止・職場復帰するための支援・情報提供」に変更する。

介護者の職場復帰への支援に加え、離職防止のための支援・情報提供を行っていく。

（3）目標３「男女があらゆる分野で学び参画する地域社会」

①課題１「あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成」

（見直 11）取り組み「教職員等への研修の充実」の事業番号 94「学校・幼稚園の教職員に対する人権研修」を「学校・幼稚園・保育園の教職員等に対する人権研修」に変更する。

各学校・幼稚園に加えて保育園の職員に対しても人権研修の中に男女共同参画を位置づけ、研修を行っていく。

同じく事業番号 95「学校におけるいじめ問題対策の体制整備」を追加する。

いじめ問題に対する取組を徹底するため教職員の研修、手引きの作成や活用につとめ、学校におけるいじめ問題対策の整備を行う。

（見直 12）取り組み「子どもへの意識啓発」に事業番号 99「北区教育広報誌（くおん）の発行（いじめ防止・豊かな心のはぐくみ）」を追加する。

教育委員会で発行する広報誌「くおん」によるいじめ防止等の啓発を行う。

同じく事業番号 100「男女共同参画意識をはぐくむパンフレットの配付」を追加する。

小学校６年生へ上記パンフレット【自分らしさをたいせつに】を配付し、男女共同参画の意識の育成を図る。

（見直 13）取り組み「相談体制の充実」に事業番号 103「スクールソーシャルワーカー活用事業」を追加する。

児童・生徒の家庭環境問題の対応としてスクールソーシャルワーカーを活用し、問題解決を図る。

同じく事業番号 104「いじめ相談体制の充実」を追加する。

「いじめ 110 番」や「いじめ相談ミニレター」による相談など「いじめ相談体制」の充実を図る。

②課題２「施策・方針決定過程への男女共同参画の推進」

（見直 14）取り組み「女性の視点を取り入れた計画の策定」の事業番号 115「地域防災計画修正に向けた女性の視点からの意見の反映」を「地域防災計画の改定における

男女共同参画の推進」に変更する。
地域防災計画の改定等において男女共同参画の推進を図っていく。

（4）計画を推進するためのしくみ

①課題１「区の推進体制の充実」

（見直 15）取り組み「職員研修の充実」に事業番号 128「公共印刷物における男女共同参画に関する視点の育成」を追加する。
職員がチラシ等を作成する実務をとおして、男女共同参画の視点の意識啓発・育成を図る。

②課題２「区民、関係機関等との連携」

（見直 16）取り組み「区民との協働事業の推進」の事業番号 137「地域スタッフとの協働事業」を「地域スタッフ・登録団体等との協働事業」に変更する。
センター登録団体等との連携を推進し、区民協働の拡充を図る。

（見直 17）取り組み「関係機関、地域団体、ＮＰＯなどとの課題解決」を「大学・関係団体・地域団体・ＮＰＯなどとの課題解決」に変更する。また、同じく事業番号 141「関係団体・地域団体・ＮＰＯとの連携」を「大学・関係団体・地域団体・ＮＰＯとの連携」に変更する。
新たに大学との連携も強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組む。

第４次アゼリアプラン施策の方向等変更内容対照表

目　　標１	【人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会】
課　　題１	【あらゆる暴力・暴言の根絶】

見直し前

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	DV防止への理解を広く区民に促すために、講座、パンフレット・情報誌を活用して意識啓発を行います。 高校生･大学生など若年層に向けて、デートDV※についての啓発を行います。	男女共同参画推進課

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
児童虐待・高齢者虐待の防止	7	早期発見と関係機関の連携強化	要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関相互の連携強化を図ります。 高齢者について地域包括支援センターを中心に見守りネットワークを広げていきます。	高齢福祉課 子育て支援課

見直し後

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	DV防止への理解を広く区民に促すために、講座、パンフレット･情報誌を活用して意識啓発を行います。 高校生･大学生などの若年層やその保護者層に向けて、デートDV※についての啓発を行います。	男女共同参画推進課

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の防止	7	早期発見と関係機関の連携強化	要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関相互の連携強化を図ります。 高齢者について高齢者あんしんセンター、障害者については障害者虐待防止センターを中心に見守りネットワークを広げていきます。	高齢福祉課 児童虐待対策担当課 障害福祉課

見直し前

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
メディアによる人権侵害の防止	10	メディアの持つ特性の理解促進	インターネットなどのメディアを正しく使いこなす能力を授業を通して養います。また、講座やパンフレット・情報誌を活用して、メディアによる暴力的・差別的表現を読み取る力を養います。	男女共同参画推進課 教育指導課

見直し後

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
メディアによる人権侵害の防止	10	メディアの持つ特性の理解促進	インターネットなどのメディアを正しく使いこなす能力を授業を通して養います。また、講座やパンフレット・情報誌を活用して、メディアによる暴力的・差別的表現を読み取る力の育成及び家庭での携帯などの利用のルール作りを学びます。	男女共同参画推進課 教育指導課 子育て支援課

課　　題２　【生涯を通じた心と体の健康支援】

見直し前

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
健康づくりへの支援	15	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康に過ごすために、健康づくり応援団や生活習慣病予防講座への男性の参加を進めます。	健康いきがい課 保健予防課

見直し後

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
健康づくりへの支援	15	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康に過ごすために、健康づくり応援団や生活習慣病予防講座への男性の参加の促進、また、女子中学生への子宮頸がんの予防接種を行います。	健康いきがい課 保健予防課

見直し前				見直し後			
施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課	施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
健康に安心して生活するための支援	16	性差を考慮した情報提供	女性特有の疾患の予防・早期発見を図るため、情報誌や講座による情報提供や、女性の健康相談を通して正しい知識の普及を図ります。	健康いきがい課 男女共同参画推進課	健康に安心して生活するための支援	16	性差を考慮した情報提供	年齢によるからだの変化や妊娠・出産に関すること、また女性特有の疾患の予防・早期発見などについての正しい知識を、情報誌や講座による情報提供や、女性の健康相談を通して普及を図ります。	健康いきがい課 男女共同参画推進課

目　　標２	【仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会】
課　　題２	【子育てや介護を安心して行うための環境整備】

見直し前				見直し後			
施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課	施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
子育て支援の充実	26	子育て家庭への支援	子育てを支援し、地域への参加をすすめるため、子育て支援サービスや児童館・育ち愛ほっと館を活用した子育て応援団事業を充実します。	子育て支援課	子育て支援の充実	26	子育て家庭への支援	子育てを支援し、地域への参加をすすめるため、子育て支援サービスや児童館・育ち愛ほっと館を活用した子育て応援団事業や「みんなで育児応援プロジェクト」を進めます。	子育て支援課

見直し前

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
介護をサポートするしくみづくり	33	地域で支えるしくみづくり	地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークに加え、生活援助サービスなどにより、介護する家族や介護に進みそうな高齢者のいる家族を支援するしくみを充実します。	高齢福祉課
	34	職場復帰のための支援	介護者が職場復帰するための資格取得の支援や、NPOなど経験や技能を活かせる活動の情報提供を行います。	男女共同参画推進課

見直し後

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
介護をサポートするしくみづくり	33	地域で支えるしくみづくり	高齢者あんしんセンターを中心とした地域のネットワークに加え、生活援助サービスなどにより、介護する家族や介護に進みそうな高齢者のいる家族を支援するしくみを充実します。	高齢福祉課
	34	介護のための離職防止・職場復帰のための支援	介護者の離職防止のための情報提供を行うとともに職場復帰するための資格取得の支援及びNPOなど経験や技能を活かせる活動の情報提供を行います。	男女共同参画推進課

目　　標３	【男女があらゆる分野で学び参画する地域社会】
課　　題１	【あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成】

見直し前

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
育ちの場における男女共同参画意識の形成	40	教職員等への研修の充実	各学校・幼稚園で、教職員が男女共同参画について、正しい理解と認識を深めるため、人権研修の中に男女共同参画を位置づけ、研修を行います。	男女共同参画推進課 教育指導課
	41	子どもへの意識啓発	保育園や幼稚園、小中学校など育ちの場において、男女共同参画の考え方を身につけるよう、日常活動での配慮を行うほか、混合名簿や男女共同参画の意識を育む教材などを活用して長期的な意識啓発に努めます。	保育課 学校支援課 教育指導課
	43	相談体制の充実	小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、子どもたちの心の悩みの相談を行うなど、学校における相談体制を充実します。	教育指導課

見直し後

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
育ちの場における男女共同参画意識の形成	40	教職員等への研修の充実	各学校・幼稚園・保育園、教職員等が男女共同参画について、正しい理解と認識を深めるため、人権研修の中に男女共同参画を位置づけ、研修を行います。また、学校における「いじめ問題対策」の体制の整備を進めます。	男女共同参画推進課 教育指導課 保育課
	41	子どもへの意識啓発	保育園や幼稚園、小中学校など育ちの場において、男女共同参画の考え方を身につけるよう、日常活動での配慮を行うほか、混合名簿や男女共同参画の意識を育む教材やパンフレット、広報誌などを活用して長期的な意識啓発に努めます。	保育課 教育指導課 教育政策課 男女共同参画推進課
	43	相談体制の充実	小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、子どもたちの心の悩み相談を行うとともに家庭環境問題にはスクールソーシャルワーカーが対応するなど、学校における相談体制を充実します。また、「いじめ110番」など「いじめ相談体制」の充実を図ります。	教育指導課 学校支援課

課　　題２	【施策・方針決定過程への男女共同参画の推進】

見直し前

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
政策・方針決定の場への参画促進	50	女性の視点を取り入れた計画の策定	地域防災計画を策定する際に、備蓄・避難所運営などに女性の視点が反映されるよう、意見を取り入れる工夫をします。	防災課

見直し後

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
政策・方針決定の場への参画促進	50	女性の視点を取り入れた計画の策定	地域防災計画の改定に当たり、女性の参画を拡大します。また、備蓄・避難所運営などに女性の意見を取り入れる工夫をします。	防災課

目　　標４	【計画を推進するためのしくみ】
課　　題１	【区の推進体制の充実】

見直し前

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
職員の意識啓発	61	職員研修の充実	男女共同参画の現状や、ワーク・ライフ・バランスの推進など、自治体が地域におけるモデルとして取り組みを進めていく必要性などについて普及・啓発を図るため、全職員を対象に研修を実施します。	職員課 男女共同参画推進課

見直し後

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
職員の意識啓発	61	職員研修の充実	男女共同参画の現状や、ワーク・ライフ・バランスの推進など、自治体が地域におけるモデルとして取り組みを進めていく必要性などについて普及・啓発を図るため、全職員を対象に研修を実施します。また、男女共同参画の視点に立った表現の留意など、チェックリストを活用した研修を実施します。	職員課 男女共同参画推進課

課　　題２	【区民、関係機関との連携】

見直し前

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
区民・関係機関との連携	67	区民との協働事業の推進	区民による地域スタッフ※との協働事業や、区民団体とのパートナーシップ事業を実施し、企画段階から区民の視点を取り入れ、地域のネットワークを活用した事業を実施します。 また、区民と協働して男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。	男女共同参画推進課
	70	関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	各分野における関係機関や地域団体、NPOとの連携を強め、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。	男女共同参画推進課

見直し後

施策の方向	取り組み		取り組みの内容	担当課
区民・関係機関との連携	67	区民との協働事業の推進	区民による地域スタッフ※及びセンター登録団体との協働事業や、区民団体とのパートナーシップ事業を実施し、企画段階から区民の視点を取り入れ、地域のネットワークを活用した事業を実施します。 また、区民と協働して男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。	男女共同参画推進課
	70	大学・関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	各分野における大学・関係機関・地域団体、NPOとの連携を強め、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。	男女共同参画推進課